

令和 8 年度 若年技能者人材育成支援等事業 推進計画

山形県職業能力開発協会

計画項目	実施計画の内容
1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体へ訪問し、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等を行います。 訪問等は、実技指導が見込まれる業種や職種を勘案して効果的に進め、HP、パンフレット、リーフレットなどにより、マイスター制度の周知等を行います。特に、ものづくりマイスターが不足している職種・認定辞退があった職種については、次の通り重点的に実施します。 1. 不足または認定辞退があった職種： めっき、電気機器組立て、電子機器組立て、電気溶接、日本料理、フラワー装飾 2. 解消手段： 「技能振興コーディネーター」を配置し、ものづくりマイスター等の候補者に関するきめ細やかな情報収集と広報を行う。また、ものづくりマイスターを通じ、同業者への働きかけや候補者の情報を収集し登録につなげる。 3. 想定する訪問先： 関連企業、商工会・商工会議所、業界団体等 4. 訪問頻度： 月 5 日×地域振興コーディネーター(非常勤)2 名 計 月 10 人日程度 なお、令和 8 年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は 5 名とします。 また、過去 3 年間に活動実績のないものづくりマイスターについては、文書により意向調査を実施し、その結果を踏まえ、マイスターの意思や状況を丁寧に確認し、ものづくりマイスターデータベースの登録者情報を最新のものにアップデートします。加えて、全体的なものづくりマイスターデータベースの情報を最新の状態とするように努めます。

(2) ものづくりマイスターへの説明	(2) ものづくりマイスターへの説明 ものづくりマイスター(指導技法講習の免除基準に該当しない方)に、実技指導に当たる前に受講の必要があることを周知します。 認定証交付時、あるいは令和7年度以前の登録者についても当該年度に初めて実技指導等を開始する直前に、コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について、文書により通知し説明を行います。
(3) 申請書類等の取りまとめ	(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターに認定申請を行う者に対し、申請書類の確認を行って円滑な事務処理を支援し、申請書類を取りまとめ、認定機関(中央技能振興センター)に認定取次を行います。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	(4) ものづくりマイスターに対する研修 新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施します。 ア 新たに認定されたものづくりマイスターに対し、指導技法等講習を年3回程度を目安に実施します。 イ 中央技能振興センターが準備した資料に基づき、指導技法等講習を実施します。なお、受講者に怪我の無いように安全に十分配慮して実技指導に当たるように、ものづくりマイスターに入念に伝えます。 また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を行います。 地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施する場合には、派遣対象者に平成27年度の成果物(サポステ支援対象者向け指導技法)を活用して派遣前に研修を実施します。 過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、派遣前に最新版のテキストや事例集等を情報提供することとします。

	ウ 指導技法等講習及びその講師養成研修の参加者に対して、当協会の旅費規程に基づき交通費を支給します。ただし、受講手当は支払いません。 エ 中央技能振興センターが主催する「事例発表・意見交換会」について、該当するものづくりマイスターに対し、積極的に参加するよう呼びかけを行います。 参加するものづくりマイスターには、謝金及び旅費を支払います。なお、ものづくりマイスターには、オンラインでの開催となる予定であることを伝えます。
2 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行います。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助を行います。 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助を行います。 ウ 技能振興コーディネーターを配置し、前年度に制度を活用していない企業への訪問を強化し、現場の実情及びニーズの把握を行い、本事業の制度説明、広報、実施にかかるサポートを行います。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施	(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 ① 中小企業及び業界団体 ・ ものづくりマイスター < 想定する実施職種 > 機械加工、電気溶接、電子機器組立て、機械検査など < 想定する受講者数 > 15 社・団体×4 人×5 日＝300 人日

	<想定するものづくりマイスター派遣者数> 15 社・団体×1 人×5 日＝75 人日 ・熟練技能者 <想定する実施職種> 日本料理 <想定する受講者数> 1 社・団体×5 人×1 日＝5 人日 <想定する熟練技能者派遣者数> 1 社・団体×1 人×1 日＝1 人日 ②工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く)等 学校の特色などから、特に以下の職種について活用を促す。 <想定する実施職種> 機械保全、機械・プラント製図、機械加工、電子機器組立て、造園、機械検査、フラワー装飾など <想定する受講者数> 25 校×8 人×4 日＝800 人日 <想定するものづくりマイスター派遣者数> 25 校×1 人×4 日＝100 人日
(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 <想定する実施職種> 地域若者サポートステーションからの要望による職種を検討 <想定する受講者数> 1 件×12 人×1 日＝12 人日 <想定するものづくりマイスター派遣者数> 1 件×2 人×1 日＝2 人日 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 <想定する実施職種> 菓子製造、建築板金、左官、塗装、電子機器組立てなど

ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信	< 想定する受講者数 > 20 校×34 人×1 日＝680 人日 < 想定するものづくりマイスター派遣者数 > 20 校×3 人×1 日＝60 人日 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信 < 想定する実施職種 > 菓子製造、石材施工、左官、塗装、造園など < 想定する受講者数 > 13 件×16 人×1 日＝208 人日 < 想定するものづくりマイスター派遣者数 > 13 件×3 人×1 日＝39 人日
3 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助し、若年者の技能レベル向上等を図ります。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域：山形県内 (イ) 実施方法：山形県職業能力開発協会との共催 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 日本料理職種、西洋料理職種 b 予選会の参加手数料 予選会参加者から、参加手数料 2,000 円を徴収することとします。 イ 技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会への参加を促進するため、中小企業・教育機関に所属する参加選手と指導者の旅費と工具運搬費を支援します。 ①技能五輪全国大会 参加選手：18 名(14 職種) 指導者：14 名 ②若年者ものづくり競技大会 参加選手：6 名(4 職種) 指導者：6 名

(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援及び記念式典の実施	(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、令和8年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行います。 内容としては、被表彰者のプロフィール、仕事に対する思いなど、中央技能振興センターから示された項目に基づき取材を行います。
4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置	(1) 連携会議の設置 地方自治体、経済団体、労働局、教育行政機関等をメンバーとする技能振興コーナー主催の連携会議を組織します。連携会議ではメンバーの意見を取り入れ、推進計画や実施計画の策定、地域の産業特性や就業構造を踏まえた技能振興の取り組みや連携・協力のあり方検討、ならびに事業の進捗管理を実施します。 ・連携会議の委員構成 山形労働局 山形県（産業労働部雇用・産業人材育成課） 山形県教育局（高校教育課・義務教育課） 山形県中小企業団体中央会 山形県商工会議所連合会 山形県商工会連合会 公益財団法人やまがた産業支援機構 日本労働組合総連合会山形県連合会 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部 公益社団法人山形県私立学校総連合会 山形県技能士会
(2) 連携会議の開催回数	(2) 連携会議の開催回数 ①開催時期 5月及び1月(年2回) ②想定する議題等 第1回 当該年度の推進計画の説明等 第2回 当該年度の事業の進捗状況、改善事項や効果的な事業実施と連携協力のあり方

	③報告 第2回連携会議終了後、速やかに報告を行います。
(3) 都道府県労働局との連携	(3) 都道府県労働局との連携 大学や専門学校等の教育機関(工業高校以外)及び中小企業等における派遣指導について、山形労働局とのこれまでのつながりを活かし、連携の上、派遣先の開拓を行います。 年2回予定の連携会議のほか、年度当初に山形労働局職業安定部を訪問し、本県の実態に沿った取り組みを検討します。ものづくりマイスターのパンフレットやチラシ等をハローワーク庁舎内に配架することやハローワークの相談員等が学校等を訪問する際の活用に加えて、説明会やセミナーの機会を活用した制度周知などに協力してもらうように依頼します。また、ものづくり分野等の技能に興味を持つ取組みとして、労働局が実施している「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」において、ものづくりマイスター等が技能の実演・指導を含む講義を行うことも相談します。
5 成果目標	
(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講者の割合	90%以上
(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	90%以上
(4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	90%以上

(5) 技能検定又は技能競技大会のためにもものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体のうち、ものづくりマイスターの実技指導を受けて、今後の人材育成に係る意識に変化（技能の重要性に関する理解が進んだ等）があったと回答した割合	80%以上
6 事業の実施体制・年度内の実施スケジュール	
別紙1 事業実施体制 別紙2 年度内の実施スケジュール	